

F補助金の交付額計算例 (特例増設)

石川県志賀町に精密機械製造会社が平成24年10月に工場を新設、平成27年5月に1度目の特例増設、平成28年11月に2度目の特例増設を行い、令和2年度下期に継続の応募(申請)をした場合

電気料金と契約電力

支払月	実支払電気料金 (円)	契約電力 (kW)
令和2年 4月	205,751	80
令和2年 5月	206,126	80
令和2年 6月	265,718	100
令和2年 7月	265,135	100
令和2年 8月	266,523	100
令和2年 9月	266,657	100
計	1,475,910	560
平均	A	B
B ÷ M =		D
交付期間の重複によって 最も前の交付期間に係る 基礎値が適用 ↓		
基礎契約電力及び 基礎電気料金	E 0	F 0
増加契約電力		93
D - F =		H
増加電気料金	1,475,910	
A - E =	I	
1kW 当たり月額電気料金	2,645	
I ÷ (H × M) =	J	
算定単価	1,080	応募要領9ページ 算定単価表より
K		
HとRの小さいほう	93	
S		

その他の算定数値

雇用創出効果	14 人	L
期末雇用者数	16 人	
基礎雇用者数	0 人	
控除雇用者数	2 人	
電気料金支払月数	6 カ月	M
交付金単価	407 円	N
特例給付金1人当たり の単価	300,000 円	O
算定電気料金の係数	2.0	P
支払電気料金の係数	1.0	Q
契約電力の上限 (雇用創出効果人数から)	1,500 kW	R

応募要領20ページ
3. 交付金単価より

応募要領10ページ
■ 特例給付金より

応募要領10ページ
(2) 算定電気料金による
限度額の算定より

応募要領11ページ
(3) 支払電気料金による
限度額の算定より

応募要領7ページ
1. 電力の交付要件より

- ・当初交付期間(H25上期～R2下期)
- ・特例増設1交付期間(H27下期～R5上期)
- ・特例増設2交付期間(H29上期～R6下期)

最も前の「交付期間に係る基礎値」により交付額の算定を行います。(応募要領 Q&A8参照)

⇒令和2年度下期は当初交付期間に係る基礎値により算定

電力給付金	375,000	= S × (K - N) × M
特例給付金	4,200,000	= O × L
算定交付額	4,575,000	① 電力給付金 + 特例給付金

特例給付金の交付要件を
満たしている場合

算定電気料金による 限度額	978,000	② = S × (K × P - N) × M
支払電気料金による 限度額	1,248,000	③ = I × Q - (H × N × M)

交付額

978,000 円…① ② ③ のうち最も低い額(千円未満切捨て)